

新潟市下水道事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第34号

新潟市下水道事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則

新潟市下水道事業の財務の特例に関する規則（平成18年新潟市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表第1企業出納員の欄に掲げる者」を「各課の長（下水道部の課の長，地域下水道事務所長，区役所の建設課長及び公共建築第1課長をいう。以下同じ。）及び下水道分室長」に改める。

第14条第1項中「各課長等」を「各課の長」に改め，同条第2項中「出納員」を「各課の長」に改める。

第16条中「各課長等」を「各課の長」に改める。

第20条第1項及び第24条第5項中「出納員」を「各課の長」に改める。

第25条中「各課長等」を「各課の長」に改める。

第27条第2項中「出納員」を「各課長等」に改める。

第28条第1項中「出納員」を「各課長等」に改め，同条第3項中「を発行した」を「が発行された」に改める。

第34条第2項及び第44条第1項中「出納員」を「各課長等」に改める。

第52条中「各課長等」を「各課の長」に改める。

第59条第2項，第60条第1項及び第61条中「出納員」を「各課長等」に改める。

第63条中「各課長等」を「各課の長」に改める。

第75条中「出納員」を「各課長等」に改める。

別表第1下水道部の項を次のように改める。

下水道部	経営企画課	課長	経営企画課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	<p>1 所管事務に係る収入金を収納すること。</p> <p>2 現金及び有価証券の出納をすること。</p> <p>3 支払の通知をすること。</p> <p>4 下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の納期前納付に係る報奨金を繰替払の方法により支払うこと。</p>
	東部地域下水道事務所	所長	東部地域下水道事務所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 下水道事務所の所管事務に係る収入金を収納すること。
			北下水道分室の職員（収納事務に従事しない者を除く。） 秋葉下水道分室の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	2 下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の納期前納付に係る報奨金を繰替払の方法により支払うこと。
西部地域下水道事務所	所長	西部地域下水道事務所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	南下水道推進室の職員	

			(収納事務に従事しない者を除く。)	
	下水道管理センター維持管理課	課長	下水道管理センター維持管理課の職員(収納事務に従事しない者を除く。)	下水道管理センターの所管事務に係る収入金を収納すること。

別表第1 西蒲区役所の項中「総務課」を「地域総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。